

利用者支援編

目

1 利用申込・契約

- (1) 重要事項の説明
- (2) 契約成立時の書面交付
- (3) 契約支給量等の報告等
- (4) 提供拒否の禁止
- (5) 連絡調整に対する協力
- (6) サービス提供困難時の対応

2 サービスの一般原則、取扱方針

- (1) サービスの一般原則
- (2) サービスの取扱方針

3 個別支援計画の作成等

- (1) サービス管理責任者の業務
- (2) アセスメントの実施
- (3) 原案の作成
- (4) 利用者への説明、同意、交付
- (5) 計画の実施状況の把握（モニタリング）
- (6) 計画の見直し、変更
- (7) 計画に基づく適正なサービスの確保
- (8) 地域との連携等（障害者支援施設）
- (9) 地域移行等意向確認担当者の選任等

4 入所時の施設支援

- (1) 新規利用者の心身の状況の把握

5 サービスの記録

- (1) サービス提供の記録及び確認
- (2) 記録の整備・保存
- (3) 利用者台帳（心身の状況等の把握）
- (4) ケース記録
- (5) 入所時の記録

次

- (6) 生活の記録
- (7) 記録者
- (8) 責任者の確認
- (9) 退所者金品の処理状況
- (10) 終結記録
- (11) アフターケア記録

6 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供

- (1) 入浴支援
 - ア 心身状況に応じた入浴
 - イ 入浴前の健康管理
 - ウ 入浴機会の確保
- (2) 排せつ支援
 - ア 排せつの自立
 - イ おむつの使用
 - ウ 排せつ環境
 - エ 夜間対応
 - オ 排せつ記録
- (3) 基本的生活の支援

7 身体的拘束等の禁止

8 虐待の防止

- ア 虐待の禁止
- イ 虐待防止等の措置
- ウ 虐待に係る通報

9 訓練

- (1) 機能訓練（療養介護）
- (2) 訓練（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）

10 社会生活上の便宜の供与等

- (1) レクリエーション行事の実施
- (2) 行政機関に対する手続等の代行
- (3) 家族との連携
- (4) 地域生活移行支援

11 相談及び援助

- (1) 一般生活相談
- (2) 入院期間中の取扱

12 指定障害福祉サービス実施者等との連携

- (1) 連携状況
- (2) 報告・通知状況

13 秘密保持等

14 事故対応

15 利用者負担額

- (1) 自立支援費・支給対象サービスの利用者負担額
- (2) その他のサービスに関わる利用者負担額

16 利用者預り金等の管理状況

- (1) 管理規定の作成
- (2) 規程の内容と管理体制
- (3) 現金
- (4) 本人支給額
- (5) 自己管理

17 遺留金品等

- (1) 遺留金品の把握
- (2) 援護の実施者への報告・処理
- (3) 処理状況の記録
- (4) 退所者金品
- (5) 残留金品

18 食事

- (1) 食事の提供
- (2) 調理

(3) 検食

- (4) 調理及び配膳に伴う衛生管理
 - ア 検食の保存
 - イ 調理従事者等の衛生管理
 - ウ 衛生管理体制の確立

(5) 給食供給者

(6) 調理業務委託

19 健康管理

- (1) 日々の健康管理
- (2) 褥瘡予防対策
- (3) 協力医療機関
- (4) 生活支援員等によるたんの吸引等の行為の実施

20 衛生管理等

- (1) 衛生管理
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止

21 利用者の生活環境

22 就労・生産活動

- (1) 就労の機会の提供（就労継続支援A型（雇用有））
 - ア 雇用契約の締結等
 - イ 労働基準関係法令の遵守
 - ウ 就労の機会の提供
 - エ 賃金の支払
- (2) 生産活動支援
- (3) 職場への定着のための支援の実施
- (4) 就労支援
- (5) 離職者への支援
- (6) 収益還元・工賃支払
- (7) 就職状況の報告
- (8) 評価、整理及び関係機関との連絡調整等の実施
(就労選択支援)

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 利用申込・契約					
(1) 重要事項の説明	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、支給決定障害者等が指定障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、（実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、）運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービス（当該施設障害福祉サービス）の提供の開始について、当該利用申込者の同意を得なければならない。	1 利用申込みに当たり、当該利用者に対し、重要事項を記した文書等を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について、当該利用者の同意を得ているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第13条第1項） (2) 都条例136号第14条第1項	(1) 利用申込みに当たり、当該利用者に対し、重要事項説明書、パンフレット等の重要事項を記した文書を交付して重要事項の説明を行っていない。 (2) 重要事項を記した文書について、利用者の障がいの特性に応じた配慮がない。 (3) 重要事項説明書、パンフレット等、重要事項の説明に用いた文書について、重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）の記載が不十分である。	C C B
(2) 契約成立時の書面交付	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者との間で当該障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に係わる契約が成立したときは、当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、 ① 当該事業の経営者（指定障害者支援施設等の設置者）の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者（指定障害者支援施設等）が提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の内容	1 契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき書面を交付しているか。	(1) 社会福祉法第77条 (2) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第13条第2項） (3) 平18障発1206001号第三3（1） (4) 都条例136号第14条第2項、 (5) 平19障発0126001号第三3（1）	(1) 契約が成立したときに、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき書面を交付していない。 (2) 社会福祉法第77条第1項の規定に基づく書面の交付において、障がいの特性に応じた配慮がない。	C C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 契約支給量等の報告等	③ 当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供開始年月日 ⑤ 当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しなければならない。				
	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては、当該指定障害福祉サービス（当該施設障害福祉サービスの種類ごと）の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定障害福祉サービス（指定施設障害福祉サービスの種類ごと）の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。	1 受給者証に当該指定障害福祉サービス（当該施設障害福祉サービスの種類ごと）の内容、契約支給量、受給者証記載事項を記載しているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第14条第1項） (2) 都条例136号第15条第1項	(1) 受給者証に、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設が記載すべき受給者証記載事項を記載していない。 (2) 受給者証記載事項の記載に、一部記載していない事項がある。	C B
	2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用に係る契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合は、受給者証記載事項その他の必要な事項を特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）に遅滞なく報告しなければならない。	1 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合に、受給者証記載事項その他の必要な事項を特別区及び市町村に遅滞なく報告しているか。	(1) 都条例155号第57条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第14条第3項、第4項） (2) 都条例136号第15条第3項、第4項	(1) 利用契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合に、受給者証記載事項その他の必要な事項を特別区及び市町村に報告していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 提供拒否の禁止	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、原則として、利用申込に対して応じなければならない。障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。	1 正当な理由（定員に空きがない・入院治療の必要がある場合・主たる対象者以外の障害者から利用申込があった場合等）なく、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供を拒んでいないか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第15条） (2) 都条例136号第16条	(1) 正当な理由なく、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供を拒んでいる。	C
(5) 連絡調整に対する協力	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	1 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第16条） (2) 都条例136号第17条	(1) 区市町村又は相談支援事業者を行う者の連絡調整に協力していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6) サービス提供困難時の対応	1 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉サービスを提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者は、利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	(1) 都条例155第76条・93条・147条・157条・170条・183条・188条・第192条の12 準用（第17条）	(1) 利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合に、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じていない。	C
	2 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	1 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	(1) 都条例136号第18条第1項	(1) 利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合に、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じていない。	C
	3 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。	1 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合等に、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	(1) 都条例136号第18条第2項	(1) 利用申込者が入院治療を必要とする場合等に、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を講じていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
2 サービスの一般原則、取扱方針 (1) サービスの一般原則 (2) サービスの取扱方針	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供するとともに、当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供しなければならない。	1 個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供しているか。 2 個別支援計画に基づき利用者に対して提供した指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の効果について継続的な評価を実施しているか。	(1) 都条例155号第3条第1項 (2) 都条例136号第3条第1項	(1) 個別支援計画を作成していない。 (1) 個別支援計画に基づき提供したサービスの効果について、継続的な評価を実施していない。	C C
	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	1 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を行っているか。 2 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。	(1) 都条例第155号第62条第1項（準用）、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 (2) 都条例136号第30条第1項	(1) 個別支援計画に基づく支援を行っていない。 (2) 個別支援計画の内容が利用者間において画一的である。	C B
	2 指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）の従業者は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について説明しなければならない。	1 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について説明しているか。	(1) 都条例第155号第62条第2項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（62条第2項） (2) 都条例第136号第30条第2項	(1) 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たって、必要な事項（個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等を含む）を説明していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(1) 都条例第155号第62条第2項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第62条第2項） (2) 都条例第136号第30条第3項	(1) 提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の質に対する自己評価を行っていない。 (2) 提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の質に対する第三者による外部評価の導入を図っていない。	C B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 個別支援計画の作成等 (1) サービス管理責任者の業務	1 指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させなければならない。	1 サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	(1) 都条例第155号第53条第2項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第53条第2項） (2) 都条例136号第10条第4項	(1) サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させていない。	C
	2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等に関する業務を行わなければならない。	1 サービス管理責任者の指揮の下、個別支援計画が作成されているか。	(1) 都条例第155号第54条第1項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第54条第1項）、第192条の6 (2) 都条例136号第11条第1項	(1) サービス管理責任者の指揮の下で、個別支援計画が作成されていない。 (2) 個別支援計画の作成担当者はサービス管理者であることが、個別支援計画書に記載されていない。	C B
	3 サービス管理責任者は、サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	1 利用者の自己決定の尊重を原則としているか。	(1) 都条例第155号第54条第1項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第1項）	(1) 利用者の自己決定の尊重を原則としていない。	C
		2 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	(2) 都条例136号第11条第1項	(2) 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) アセスメントの実施	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者について、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握（「アセスメント」）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	1 個別支援計画を作成するに当たって、適切に利用者の希望する生活、課題等の把握（アセスメント）を行っているか。	(1) 都条例第155号第54条第2項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第2項） (2) 都条例136号第11条第2項	(1) アセスメントを実施していない。 (2) アセスメントの記録を整備していない。	C B
	2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、（9）の地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。（障害者支援施設）	1 個別支援計画を作成するに当たって、地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。	(1) 都条例136号第11条第3項	(1) 地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえていない。	C
	3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	1 アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	(1) 都条例第155号第54条第3項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第3項） (2) 都条例第136号第11条第3項	(1) アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していない。	C
	4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	1 アセスメントに当たって、面接を実施しているか。	(1) 都条例第155号第54条第3項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第3項） (2) 都条例136号第11条第3項	(1) 面接を実施していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 原案の作成	1 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービスごと）の目標及びその達成時期、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。 この場合において、当該指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）が提供する指定障害福祉サービス	1 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。	(1) 都条例第155号第54条第4項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第4項） (2) 都条例136号第11条第4項	(1) 利用者ごとに個別支援計画の原案を作成していない。 (2) 個別支援計画原案の記載内容が不十分である。	C C
	（施設障害福祉サービス）以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。	2 他の福祉サービス等や保健医療サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めているか		(1) 他の福祉サービス等や保健医療サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めていない。	B
	2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者に対する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催、もしくはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。	1 サービス管理責任者以外の担当者等を招集、もしくはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	(1) 都条例第155号第54条第5項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第5項） (2) 都条例136号第11条第5項	(1) 個別支援計画の作成に当たって、利用者に対する担当者等を招集して行う会議を開催していない。 (2) 個別支援計画の原案の内容について、利用者に対する担当者等に意見を求めているか。 (3) 会議録を作成していない。	C C B
(4) 利用者への説明、同意、交付	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、個別支援計画の原案の内容について、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。	1 利用者又はその家族に対して、当該個別支援計画の原案の内容について説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	(1) 都条例第155号第54条第5項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第5項）	(1) 個別支援計画の原案の内容について、説明をしていない。 (2) 個別支援計画の原案の内容について、文書により同意を得ていない（同意したことを示す署名を得ていない）。	C C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
			(2) 都条例136号第11条第5項	(3) 同意の署名者名が利用者本人名ではない（第三者である代理人名又は署名の代行者名である）。 (4) 同意の署名を代理人が直接当事者の名前を署名する場合、「代理人」と明記した上で代理人の名前を併せて署名していない。 (5) 同意の署名を代行者が行った場合、代行者名や代行することの本人からの授権の有無が不明確である。 (6) 個別支援計画の原案の内容について、同意を得た日が不明である。	B B B B
	2 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。	1 作成した個別支援計画を、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。	(1) 都条例第155号第54条第6項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第6項） (2) 都条例第136号第11条第6項	(1) 作成した個別支援計画を、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 計画の実施状況の把握（モニタリング）	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行わなければならない。	1 個別支援計画のモニタリングを行っているか。	(1) 都条例第155号第54条第7項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第7項） (2) 都条例136号第11条第7項	(1) 個別支援計画のモニタリングを行っていない。	C
	2 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。	1 モニタリングに当たっては、定期的に利用者に面接しているか。	(1) 都条例第155号第54条第8項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第8項）	(1) モニタリングに当たって、定期的に利用者に面接していない。	C
		2 定期的にモニタリングを行っているか。	(2) 都条例136号第11条第8項	(2) 定期的にモニタリングを行っていない。	C
		3 モニタリングの結果を記録しているか。	(2) 都条例136号第11条第8項	(3) モニタリングの結果を記録していない。	C
	(6) 計画の見直し、変更	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。	(1) 都条例第155号第54条第7項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第7項） (2) 都条例136号第11条第7項	(1) 個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行っていない。	C
		2 個別支援計画の作成後、少なくとも3月に1回以上、計画の見直しを行っているか。（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援）	(2) 都条例136号第11条第7項	2 個別支援計画の作成後、少なくとも3月に1回以上、計画の見直しを行っていない。（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援）	C
	2 個別支援計画を変更する場合、再アセスメントの実施、原案の作成、原案を利用者等へ説明し文書による同意を得ること、計画の交付、計画の実施状況の把握などの一連の業務を行わなければならない。	1 個別支援計画を変更する場合、再アセスメントの実施、原案の作成、原案を利用者等へ説明し文書による同意を得ること、計画の交付、計画の実施状況の把握などの一連の業務を行っているか。	(1) 都条例第155号第54条第9項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第54条第9項） (2) 都条例136号第11条第9項	1 個別支援計画変更する場合、再アセスメントの実施等作成に係る一連の業務を行っていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）		観点	関係法令等	評価事項	評価区分	
(7) 計画に基づく適正なサービスの確保	1	指定障害福祉サービス（指定施設入所支援等）が提供されるに当たって、サービスの運営基準の規定に従い個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて単位数が算定される。	1	サービス管理責任者の指揮の下、個別支援計画が作成されているか。	(1) 都条例第155号第54条第1項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第54条第1項）、第192条の6	(1) 個別支援計画が作成されていない。 (2) 個別支援計画の作成に遅延がある。 （計画未作成状態が解消されるに至った月の前月までが減算対象期間となる。）	C B
	①	作成されていない期間が3月未満の場合：100分の70	2	指定障害福祉サービス基準（指定障害者支援施設基準）に規定する個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われているか。	(2) 都条例136号第11条第1項 (3) 平18障発1031001号第二1（10）	(1) 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。 （計画作成業務不適切状態が解消されるに至った月の前月までが減算対象期間となる。）	C
	②	作成されていない期間が3月以上の場合：100分の50					
(8) 地域との連携等（障害者支援施設）	1	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。	1	地域住民等との連携、協力等により地域との交流が図られているか。	(1) 都条例136号第11条の2第1項	(1) 地域住民等との連携、協力等により地域との交流が図られていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに区市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。（指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合を除く。）	1 おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議を開催しているか。	(1) 都条例136号第11条の2第2項	(1) おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議を開催していない。	C
	3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。（指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合を除く。）	1 おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けているか。	(1) 都条例136号第11条の2第3項	(1) おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けていない。	C
	4 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議及び構成員の施設見学における報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。（指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合を除く。）	1 地域連携推進会議及び構成員の施設見学における報告、要望、助言等について記録を作成しているか。 2 当該記録を公表しているか。	(1) 都条例136号第11条の2第4項	(1) 員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けていない (2) 当該記録を公表していない。	C C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(9) 地域移行等意向確認担当者の選任等	1 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。	1 地域移行等意向確認等に関する指針を定めているか。	(1) 都条例136号第11条の3第1項	(1) 地域移行等意向確認等に関する指針を定めていない。	C
		2 地域移行等意向確認担当者を選任しているか。		(2) 地域移行等意向確認担当者を選任していない。	C
	2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しなければならない。	1 地域移行等意向確認等を実施しているか。	(1) 都条例136号第11条の3第2項	(1) 地域移行等意向確認等を実施していない。	C
		2 アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告しているか。		(2) アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告していない。	C
		3 地域移行等意向確認等の内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しているか。		(3) 地域移行等意向確認等の内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告していない。	C
	3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。	1 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行っているか。	(1) 都条例136号第11条の3第3項	(1) 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行っていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
4 入所時の施設支援					
(1) 新規利用者の心身の状況の把握	1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	1 新規利用者の心身の状況、病歴等を把握しているか。 2 新規利用者に関する重要な事項を関係従業者に周知徹底しているか。	(1) 都条例第155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第20条） (2) 都条例136第21条	(1) 新規利用者の状況について把握していない。 (1) 新規利用者に関する事項を関係従業者に周知していない。	C B
5 サービスの記録					
(1) サービス提供の記録及び確認	1 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、利用者及び指定療養介護事業者がその時点での指定療養介護の利用状況を把握できるようにするため、当該指定療養介護の提供日、提供したサービス等の具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項について記録しなければならない。 なお、記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。	1 指定療養介護を提供した際に、当該指定療養介護の提供日、具体的内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 都条例155号第58条第1項 (2) 平18障発1206001号第四3（2）①	(1) 指定療養介護を提供したにもかかわらず、当該指定療養介護の提供日、具体的内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 当該指定療養介護の提供日、具体的内容その他必要な事項の記録が不十分である。	C
	2 指定療養介護事業者は、前項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。	1 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けているか。	(1) 都条例155号第58条第2項 (2) 平18障発1206001号第四3（2）②	(1) サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 指定障害福祉サービス（指定療養介護除く）事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び指定障害福祉サービス事業者がその時点での指定障害福祉サービスの利用状況を把握できるようにするため、当該指定障害福祉サービスの提供日、提供したサービス等の具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。	1 指定障害福祉サービスの提供の都度、当該指定障害福祉サービスの提供日、具体的内容、実績時間数、その他必要な事項を記録しているか。	(1) 都条例第155号第93条、第147条、第147条の4 準用（第23条第1項） 第154条第1項、第157条の4 準用（第154条第1項） 第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第23条第1項） (2) 平18障発1206001号第三3（9）①	(1) 指定障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、その都度、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 当該指定障害福祉サービスの提供日、具体的内容、実績時間数その他必要な事項の記録が不十分である。	C B
	4 指定障害福祉サービス事業者は、前項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。	1 サービス提供した都度に記録し利用者から確認を受けているか。	(1) 都条例第155号第93条、第147条、第147条の4 準用（第23条第2項） 第154条第3項、第157条の4 準用（第154条第3項） 第170条、第183条、第188条、第192の12 準用（第23条第2項） (2) 平18障発1206001号第三3（9）②	(1) サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	5 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び指定障害者支援施設がその時点での施設障害福祉サービスの利用状況を把握できるようにするため、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、提供したサービス等の具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならない。	1 指定指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスの提供の都度、当該施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 都条例136号第24条第1項 (2) 平19障発0126001号第三3(11)①ア	(1) 施設障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、その都度、当該施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 当該施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項の記録が不十分である。	C B
	6 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。	1 サービス提供した都度に記録し利用者から確認を受けているか。	(1) 都条例136号第24条第3項 (2) 平19障発0126001号第三3(11)②	(1) サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。	C
	7 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける利用者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び施設障害福祉サービス事業者がその時点での施設障害福祉サービスの利用状況を把握できるようにするため、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、提供したサービス等の具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項について記録しなければならない。 なお、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。	1 施設障害福祉サービスを提供した際に、当該指定施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 都条例136号第24条第2項 (2) 平19障発0126001号第三3(11)①イ	(1) 施設障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、その都度、当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項の記録が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 記録の整備・保存	8 指定障害者支援施設は、前項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。	1 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けているか。	(1) 都条例136号第24条第3項 (2) 平19障発0126001号第三3（11）2	(1) サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。	B
	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、従業者、設備、備品及び会計等に関する記録を文書により整備しているか。	(1) 都条例第155号第75条第1項、第93条、第147条、第147条の4 準用（第75条第1項）、第156条第1項、第157条の4 準用（第156条第1項） 第170条、第183条、第188条 準用（第75条第1項）第192条の11第1項 (2) 都条例136号第59条第1項	(1) 従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備していない。	B
	2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者に対する障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。	1 個別支援計画、サービス提供の記録、その他関連する記録は整備されているか。また、5年間保存されているか。	(1) 都条例第155号第75条第2項、第93条、第147条、第147条の4 準用（第75条第2項） 第156条第2項、第157条の4 準用（第156条第2項） 第170条、第183条、第188条 準用（第75条第2項） 第192条の11第2項 (2) 都条例136号第59条第2項	(1) 記録整備が不十分である。 (2) 5年間保存していない。	B C
	① サービスの提供の記録	2 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録（利用者台帳・ケース記録・看護記録・援護の実施者との関係書類等）を個人別に綴り、5年間、保存しているか。		(1) 利用者台帳・ケース記録・看護記録・援護の実施者との関係書類等を5年間保存していない。	B
	② 個別支援計画				
	③ 区市町村への通知に係る記録				
	④ 身体的拘束等の記録				
	⑤ 苦情の内容等の記録				
	⑥ 事故の状況及び処置についての記録				

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 利用者台帳 （心身の状況等の把握）	3 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録の保存は、個人情報として、その取扱いに配慮する必要がある。	1 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録の保存は個人情報として、その取り扱いに配慮しているか。	(1) 平成15年法律第57「個人情報の保護に関する法律」 (2) 平成2年都条例第113号「東京都個人情報の保護に関する条例」第27条	(1) 保存方法が適正ではない。 (1) 保存方法が適正ではない。	B B
	1 利用者台帳は利用者の基礎となる事項を記載するものである。 【利用者台帳の必要項目】 ① 身体状況（ADLを含む） ② 疾病の状況（既往歴等） ③ 経済的状況（年金・仕送等） ④ 家族等の状況（緊急連絡先） ⑤ 利用前の生活歴 ⑥ 利用理由（援護の実施者等からの連絡事項等）	1 利用者個々の利用者台帳を整備しているか。 2 利用者台帳は必要な項目を網羅しているか。	(1) 都条例155号第75条第2項、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第75条第2項） (2) 都条例136号第59条第2項 (1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第20条） (2) 都条例136号第21条	(1) 利用者台帳を整備していない。 (1) 利用者台帳に必要な項目が網羅されていない。	B B
	(4) ケース記録	1 ケース記録は、利用者の状況、サービス提供の状況等、具体的に記載されるものである。ケース記録を見ることで利用者が個別支援計画に沿ったサービスの提供を受けていたかどうか、どのように生活してきたかが誰にでも理解できる必要がある。	1 ケース記録を整備しているか。 2 個別支援計画に則ったサービスが提供されていることが明確になっているか。 3 利用者の様子、職員の対応等が明確に記載されているか。	(1) ケース記録を整備していない。 (1) 個別支援計画に則ったサービス提供の実施状況が明確でない。 (1) 施設支援提供の状況や経過の記録、利用者の様子等の記録が不十分である。	C B B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 入所時の記録		1 入所時の状況、様子、家族との状況、利用者の施設生活に対する意識等を記録しているか。		(1) 入所時記録の内容が不十分である。	B
(6) 生活の記録		1 個別支援計画に基づいたサービス提供が実施され、援護の状況やサービス提供の経過がわかるものとなっているか。		(1) 援護の状況やサービス提供の経過の記録が不十分である。	B
(7) 記録者	1 記録の記入に関し、責任者を明確にするためにも、記録者が明示されている必要がある。	1 記録者が明確になっているか。		(1) 記録者が不明確で責任の所在が明らかでない。	B
(8) 責任者の確認	1 (7)と同じ理由で、サービスに係る責任者は、定期的に記録を確認し、必要に応じて指導助言を行う必要がある。	1 責任者が定期的に確認を行い、必要に応じて指導助言を行っているか。		(1) 責任者が定期的に確認を行っていない。 (2) 必要に応じて指導助言を行っていない。	B B
(9) 退所者金品の処理状況	1 利用者の金品が、退所に際して適切に処理されているかどうかを確認できるように、その処理経過を明確化する必要がある。	1 退所者金品等の処理経過を記録しているか。		(1) 退所者金品の処理経過の記録内容が不十分である。	B
(10) 終結記録	1 利用者の退所に係る経緯と、その手続等を明確に示し、適切な退所支援・退所手続きが実施されたかどうかを示すための記録である。	1 退所日・退所理由・退所に至る経過・退所先を明確に記録しているか。また、遺留金品、退所者金品の引き渡しをもって終結としているか。	(1) 都条例155号第75条第2項、第93条、第147条、第156条、第170条、第183条、第188条準用（第75条第2項） (2) 都条例136号第59条第2項	(1) 退所時及び遺留金品・退所者金品記録内容が不十分である。	B
		2 退所後に発見された金品の処理について記載しているか。		(1) 退所後に発見された金品の処理について記録していない。	B
		3 区市町村、措置の場合は援護の実施者（実施機関）等との連絡について記載しているか。		(1) 区市町村、措置の場合は援護の実施者（実施機関）等との連絡について記録していない。	B
		4 終結記録を責任者が確認しているか。		(1) 終結記録を責任者が確認していない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(11) アフターケア記録	1 利用者が安定して地域生活を営むことができるよう、移行後においても一定期間、定期的な連絡、相談等を行う必要がある（機能訓練、生活訓練）。	1 地域移行後・就労後、利用者と定期的に連絡、相談等行っているか。	(1) 都条例155号第146条第2項、第147条の4、第157条準用（第146条第2項）	(1) 地域移行後・就労後の利用者と定期的な連絡・相談を行っていない。	B
	2 利用者の職場定着を促進する観点から、利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援を継続しなければならない（就労移行支援）	1 上記のアフターケアに関する記録を個人別に備えているか。	(1) 都条例155第168条	(1) 上記のアフターケアの記録を整備していない。	B
	3 利用者の職場定着を促進する観点から、利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援の継続に努めなければならない（就労継続支援A型・B型）。		(1) 都条例155号条第181条、第188条準用（第181条）	(1) 上記のアフターケアの記録を整備していない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
6 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供					
(1) 入浴支援					
ア 心身状況に応じた入浴	1 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	1 心身状況や自立支援を踏まえて、一般入浴・特別浴・介助浴等、適切な方法により実施しているか。	(1) 都条例136号第32条第2項	(1) 利用者の心身状況や自立支援を踏まえた適切な方法で入浴又は清しきを行っていない。	C
イ 入浴前の健康管理	1 入浴の実施に当たっては、事前に利用者の健康管理を行うよう努めなければならない。	1 事前に健康状態の確認を行っているか。（体調の悪い者、じょくそう（床ずれ）のある者等の入浴については、医師又は看護師の指示をあおいでいるか。）		(1) 事前に健康状態をチェック確認していない。	B
ウ 入浴機会の確保	1 入浴することが困難な利用者がある場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めなければならない。	1 入浴することが困難な場合は、必要に応じて清しきを行っているか。 2 利用者の希望等を勘案して、入浴又は清しきを行っているか。		(1) 必要に応じて清しきを行っていない。 (1) 利用者の希望等を勘案して、入浴又は清しきを行っていない。	B B
(2) 排せつ支援					
ア 排せつの自立	1 指定療養介護事業者及び指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。	1 排せつの自立に向けて、障がい特性に応じたトイレの工夫・ポータブルトイレの利用・定時、随時のトイレ誘導等、適切な方法により、必要な支援を行っているか。	(1) 都条例155号第65条第2項、第93条の5準用（第84条第2項） (2) 都条例136号第32条第3項	(1) 排せつの自立に向けて、必要な支援を適切な方法で行っていない。（障がいに応じた工夫がない）	B
イ おむつの使用	1 指定療養介護事業者及び指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないといけない。	1 心身及び活動状況に応じた適切なおむつを選択しているか。 2 排せつ状況を踏まえたおむつ交換を適切に行っているか。		(1) 適切なおむつを選択していない。 (1) おむつ交換を適切に行っていない。	B C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
ウ 排せつ環境	1 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、排泄の自立について必要な支援を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないなければならない。	1 おむつ交換時には、衝立・カーテン等を活用しているか。 2 換気や保温に配慮しているか。		(1) おむつ交換時に、プライバシーの確保がなされていない。 (1) 換気・保温への対応が不十分である。	C B
エ 夜間対応		1 夜間の排せつ支援・おむつ交換回数・おむつの種類等について配慮しているか。	(1) 都条例155号第65条第2項、第93条の5準用（第84条第2項） (2) 都条例136号第32条第3項	(1) 夜間の対応を適切に行っていない。	B
オ 排せつ記録		1 必要に応じ排せつの経過を個人別に記録し、排せつ状況を把握しているか。	(1) 都条例155号第75条第2項、第93条準用（第75条第2項） (2) 都条例136号第59条第2項	(1) 必要に応じ排せつ記録を作成し、排せつ状況を把握していない。	B
(3) 基本的生活の支援	1 事業者及び施設等は、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	1 移動介助（車いす・歩行等の確保）に対する配慮はあるか。 2 基本的生活の介助（食事・洗面・衣服の着脱・清掃・洗濯・身の回りの整理、整頓等）に対する配慮はあるか。 3 寝たきりを防止するための離床対策を実施しているか。 4 起床時等は寝巻から日常着への着替えを促しているか。 5 理美容について配慮はあるか。 6 利用者が自炊を行う場合に適切な指導及び援助を実施しているか。 7 買い物等について配慮はあるか。	(1) 都条例155号第65条第3項、第84条第3項、第93条の5準用（第84条第3項） (2) 都条例136号第32条第4項	(1) 移動介助を行っていない。 (1) 基本的生活の介助（食事・洗面・衣服の着脱・清掃・洗濯・身の回りの整理整頓等）を行っていない。 (1) 離床対策を実施していない。 (1) 起床時に着替えを促していない。 (1) 理美容についての配慮が不十分である。 (1) 利用者が自炊を行う場合に適切な指導及び援助を実施していない。 (1) 買い物の機会を確保していない。	B B B B B C B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
7 身体的拘束等の禁止	2 指定事業者及び施設等は、利用者の使用する設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 衛生的な被服及び寝具を確保するように努めているか。	(1) 都条例155号第70条第1項、第90条第1項、第93条の5、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第90条第1項） (2) 都条例136号第47条第1項	(1) 衛生的な被服及び寝具を確保していない。	C
	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス事業（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	1 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	(1) 都条例155号第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、188条 準用（第35条の2第1項） (2) 都条例136号第50条第1項 (3) 令和5年7月厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」	(1) 利用者に対し身体的拘束等を行うことが適切な対応であるか、組織的に検討していない。 (2) 利用者に対する行動制限が身体的拘束等に当たる可能性があるか、検討していない。 (3) 身体的拘束等を行うことが緊急やむを得ない場合であるか検討していない。	B B B
	2 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設等は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めておくことが望ましい。	1 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を、運営規程に定めているか。	(1) 障発第1206001号通知四3（16）⑤ (2) 障発第0126001号通知三3（35）⑧	(1) 指定療養介護事業所及び指定障害者支援施設において、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めていない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	(1) 都条例155号第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第35条の2第2項） (2) 都条例136号第50条第2項 (3) 令和5年7月厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」	(1) 身体的拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由等について、個別支援計画に記載がない。 (2) 身体的拘束等を行うに当たって、身体的拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由について、利用者やその家族に説明し、了解を得ていない。 (3) 身体的拘束等を行ったにもかかわらず、身体的拘束の状況の記録を作成していない。 (4) 身体的拘束を行った際の、その態様、時間又は入所者の心身の状況を具体的に記録していない。	B B C B
	4 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していないときは、利用者全員について、1日につき5単位が所定単位数から減算される。	1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	(1) 都条例155号第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第35条の2第2項） (2) 障発1031001第二1(12)	(1) 身体拘束を行った際、その態様、時間又は利用者の心身の状況を記録していない。	C
	5 身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。	1 身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定めた措置を講じているか。	(1) 都条例155号第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第35条の2第3項）	(1) 身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定めた措置を講じていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
8 虐待の防止					
ア 虐待の禁止	1 何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない。	1 障がい者虐待の疑われる行為が行われている。	(1) 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」第3条	(1) 利用者に対し、虐待が疑われる行為が行われていた。	C
イ 虐待防止等の措置	1 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止等のための措置を講じなければならない。		(1) 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」第15条		
	2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めなければならない	1 虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めているか。	(1) 都条例155号第55条第9号、第82条第11号、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第82条第11号） (2) 都条例136号第12条第12号	(1) 虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
ウ 虐待に係る 通報	3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。 また、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じているか。	1 虐待防止マニュアル、虐待防止啓発物等を作成しているか。	(1) 都条例155号第3条第3項 (2) 都条例136号第3条第3項	(1) 虐待防止マニュアル、虐待防止啓発物等を作成していない。	C
		2 虐待防止責任者及び虐待防止委員会を設置しているか。 また、虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知徹底しているか。	(3) 令和6年7月厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」	(1) 虐待防止責任者及び虐待防止委員会を設置していない。 (2) 虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知徹底していない。	C B 又は C
		3 全従業者に対し、虐待防止に関する研修を実施しているか。	(4) 令和8年4月30日付8福保障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」 (5) 都条例155号 準用（第40条の2）	(1) 全従業者に対し、虐待防止に関する研修を実施していない。	C
	1 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見したときは、速やかに、これを区市町村に通報しなければならない。	1 虐待を受けたと思われる障がい者を発見したときに、速やかに区市町村に通報しているか。	(1) 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」第16条第1項	(1) 虐待を受けたと思われる障害者を発見したときに、速やかに区市町村に通報していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
9 訓練					
(1) 機能訓練（療養介護）	1 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、必要な機能訓練を行わなければならない。	1 利用者に対し、必要な機能訓練を行っているか。	(1) 都条例155号第64条	(1) 作業療法士又は理学療法士等が行う機能訓練が行われていない。 (2) 日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練が行われていない。	C B
(2) 訓練（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A型・B 型）	1 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）事業者並びに指定障害者支援施設は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。 2 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業者は、利用者に対し、有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。	1 利用者の心身に応じ、必要な技術をもって訓練を行っているか。 1 個別支援計画によるサービスの目標等を念頭に行われているか。 2 身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援が行われているか。	(1) 都条例155号第145条第1項、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第145条第1項） (2) 都条例136号第33条第1項 (1) 都条例155号第145条第2項、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第145条第2項）	(1) 利用者の心身の状況に応じた訓練を行っていない。 (1) 訓練の実施が個別支援計画に位置付けられていない。 (1) 利用者の生活全般にわたる諸課題を解決することを目的とした訓練（ADL訓練、IADL訓練）が行われていない。	C B B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分	
10 社会生活上の便宜の供与等	3 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。	1 個別支援計画によるサービスの目標等を念頭に行われているか。 2 身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援が行われているか。	(1)都条例136号第33条第2項	(1) 訓練の実施が個別支援計画に位置付けられていない。 (1) 利用者の生活全般にわたる諸課題を解決することを目的とした訓練（ADL訓練、IADL訓練）が行われていない。	B B	
	4 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）事業者並びに指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。	1 常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	(1)都条例155号第145条第3項、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第145条第3項） (2)都条例136号第33条第3項	(1) 常時1人以上の従業者を訓練に従事させていない。	C	
	5 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）事業者並びに指定障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定障害福祉サービス事業所（指定障害者入所施設）の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせてはならない。	1 利用者の負担により、当該指定障害福祉サービス事業所（指定障害者入所施設）の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	(1)都条例155第145条第4項、第157条、第170条、第183条、第188条（第145条第4項準用） (2)都条例136第33条第4項	(1) 利用者の負担により、従業者以外の者による指導・訓練等を受けさせている。	C	
	(1) レクリエーション行事の実施	1 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。	1 利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	(1)都条例155号第66条第1項 (2)都条例136号第41条第1項	(1) 利用者のためのレクリエーション行事を行っていない。	B
	(2) 行政機関に対する手続等の代行	1 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。	1 郵便、証明書等の交付申請等利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等の代行について、その都度利用者等の同意を得た上で代行しているか。	(1)都条例136号第41条第2項	(1) 行政機関に対する手続等を代行する場合、その都度利用者等の同意を得た上で代行しているか。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 家族との連携	1 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。	2 金銭に係る手続等については、書面等による事前の同意、代行後その都度本人の確認を得ているか。	(1) 障発1206001号通知第三3（29）②	(1) 金銭に係る手続等について、書面等をもって事前に同意を得ているか。	C
		1 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めているか。	(1) 都条例155号第66条第2項 (2) 都条例136号第41条第3項	(2) 金銭に係る手続等について、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。 (1) 利用者の家族に対し、施設の会報の送付、施設等が実施する行事等への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族が交流できる機会を確保するよう努めていない。 (2) 利用者と家族の面会の場所や時間等について、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めていない。	C B B
(4) 地域生活移行支援	1 利用者の状況に応じ、地域生活に移行できるよう、段階的に通所、訪問等のサービスを組み合わせるとともに、就労移行支援事業者その他の日中活動サービス事業者等と連携し、地域生活への移行等に必要な調整を行わなければならない。（（共生型）機能訓練、（共生型）生活訓練）	1 地域生活移行のため、段階的に通所、訪問等サービスを組み合わせ、また他の日中活動サービス事業者等と連携し、地域生活移行等に必要な調整を行っているか。（（共生型）機能訓練、（共生型）生活訓練）	(1) 都条例155号第146条、第147条の4、第157条、第157条の4 準用（第146条）	(1) 地域生活移行のために必要な調整を行っていない。	C
	2 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿って訓練を実施するよう努めなければならない。（機能訓練、生活訓練）	1 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿って訓練が実施されているか。（機能訓練、生活訓練）	(1) 都条例155第168条	(1) 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえた訓練になっていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
11 相談及び援助					
(1) 一般生活相談	1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図る必要がある。	1 利用者の心身の状況、環境等を把握し必要な生活相談、助言、援助等を行っているか。	(1) 都条例155号第63条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第63条） (2) 都条例136号第31条第1項	(1) 相談体制がとられていない。 (2) 相談への助言指導が不十分である。	C B
(2) 入院期間中の取扱	1 事業者及び施設等は、3か月以内に退院の見込みのある利用者に対し、希望等を勘案した上で、退院後、再び利用できるよう退院の手続きをとる等、適切な便宜を供与する必要がある。	1 3か月以内に退院の見込みのある利用者に対し、適切な便宜を供与しているか。	(1) 平18厚労令172第38条	(1) 退院後、再び施設障害福祉サービスが利用できるよう、便宜を供与していない。	C
	2 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によらなければならない。	1 3か月以内に退院できるかどうか、医療機関に確認しているか。	(1) 障発0126001号第三の3(34)①	(1) 退院の見込みを医療機関に確認していない。	C
12 指定障害福祉サービス実施者等との連携					
(1) 連携状況	1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。	1 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第21条）	(1) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 報告・通知 状況	1 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス等は、利用者受給者証記載事項について、遅滞なく区市町村に報告しなければならない。	1 入退所の際、受給者証記載事項を遅滞なく区市町村に報告しているか。	(1) 都条例155号第57条、第93条、第93条の5、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第14条第3項） (2) 都条例136号第15条第3項	(1) 受給者記載事項を区市町村に報告していない。	C
	2 利用者の不正行為等により、自立支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して区市町村に通知しなければならない。	1 利用者の不正行為等により、自立支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して区市町村に通知しているか。	(1) 都条例155第68条、第89条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第89条） (2) 都条例136号第45条	(1) 利用者の自立支援給付の不正受給について、区市町村に意見を付して通知していない。	C
	13 秘密保持等	1 指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）の管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第36条第1項） (2) 都条例136号第51条第1項	(1) 管理者及び従業者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を遵守していない。	C
				(2) 施設内の共用部の従業者以外の利用者等の手が届く位置に利用者の個人情報記載した帳簿を置いている。 (3) 従業者以外の利用者等の目に付く位置に、個人情報記載した掲出物がある。 (4) 面会簿が個人ごと、面会ごとになっていない（面会履歴が第三者にわかる状態になっている）。	C B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
14 事故対応	2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 従業者等が、従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、措置を講じているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第36条第2項） (2) 都条例136号第51条第2項	(1) 従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべきことを、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じていない。	B
	3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。	1 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者の情報提供を行う場合利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又は家族から同意を得ているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第36条第3項） (2) 都条例136号第51条第3項	(1) 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関するの情報提供を行う場合に、あらかじめ、文書により利用者から同意を得ていない。	C
	1 利用者が安心して障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう事業者及び施設等は、障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。特に、	1 区市町村・当該利用者の家族等に速やかに連絡・報告しているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第157条第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第40条第1項） (2) 都条例136号第56条	(1) 速やかに連絡・報告をしていない。	C
	① 死亡事故（誤嚥によるもの等） ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故	2 都への報告対象事故等について、速やかに報告しているか。	(1) 令和8年4月30日付8福保障施第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」	(1) 都に対し、報告対象事故等を報告していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	④ 薬の誤与薬（誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告）	3	事故発生時の対応方法を定めるなどして、適正な措置を講じているか。	(1) 障発1206001号通知 第三3(30) ① (2) 障発0126001号通知 第三3(49) ①	(1) 対応方法を定めていない。 <

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
15 利用者負担額					
(1) 自立支援費・支給対象サービスの利用者負担額	1 事業者及び施設等は、利用者に福祉サービス及び施設障害福祉サービスを提供した場合は、障害者総合支援法第29条に規定する基準により算定した額を利用者から受け取るものとする。 2 利用者の入院、外泊に係る報酬基準は、1月に8日を限度とする。 3 利用者負担額について、利用者の負担軽減を図る観点から支給決定障害者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしている。 4 利用者負担軽減措置は、利用者本人の申請に基づいて行われる。そのため、利用者への制度の周知、申請を促す等の支援を行う必要がある。 5 事業者及び施設等は、利用者負担として金銭の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。	1 契約書に基づき適正に受領しているか。 1 利用者の入院・外泊等の状況を把握し、適切な金額を請求しているか。 1 全利用者について、所得区分、月額上限負担額を把握しているか。 1 個別減免、補足給付、社会福祉法人減免（実施する場合）の申請支援は行われているか。 1 利用者負担額を受領した際は、領収書を交付しているか。	(1) 都条例155号第59条、第83条、第144条、第155条、第170条、第183条、第188条 準用（第144条） (2) 都条例136号第26条 (1) 都条例155号第59条第4項、第83条第4項、第93条の5、第144条第4項、第155条、第170条、第183条、第188条 準用（第144条第4項） (2) 都条例136号第26条第4項	(1) 契約書に明記された受領額・受領方法により適正に受領していない。 (1) 利用者の入退院の状況を把握せず、入院期間中の不要額を受領している。 (1) 全利用者について、所得区分、月額上限負担額を把握していない。 (1) 負担軽減措置の申請支援がなされていない。 (1) 利用者に、領収書を交付していない。	C B C C C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) その他のサービスに関わる利用者負担額	6 事業者及び施設等は、区市町村から介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知しなければならない。	1 代理受領方式により、区市町村から介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の支給を受けた場合、利用者にその額を通知しているか。	(1) 都条例155号第61条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第27条） (2) 都条例136号第28条	(1) 代理受領方式の場合、当該利用者に係る介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の額を通知していない。	C
	7 法定代理受領を行わない事業者及び施設等は、障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	1 償還払い方式の場合、サービス提供証明書を交付しているか。		(1) 償還払い方式の場合、必要事項を記載したサービス提供証明書を交付していない。	C
	1 事業者及び施設等により行われる便宜であっても、障害福祉サービス及び施設支援とは関係のないもの（利用者の事情により必要となる嗜好品、贅沢品の購入等）及び、当該金銭の使途が直接利用者の便宜を向上させるものは、利用者負担としてかまわない。	1 利用者に求めることのできる金銭の範囲を一定のルールのもと、適正に定めているか。	(1) 都条例155号第76条、第93条、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条、第192条の12準用（第24条） (2) 都条例136号第25条	(1) 事業者施設等で負担すべき費用を利用者に負担させている。 (2) 利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲を、一定のルールのもと適正に定めていない。	C C
	2 利用者に求める金銭の支払いの範囲については、一定のルールを定め、契約書に記載するなどして利用者の同意を得ておく必要がある。	1 利用者に金銭の支払いを求める場合、使途・金額・理由・支払方法等を書面で明らかにし、利用者の同意を得ているか。	(3) 障発1206001号通知第三3（10） (4) 障発0126001号通知第三3（13）	(1) 利用者負担となるサービス内容・費用等について、書面により明らかにし、同意を得ていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
16 利用者預り金等の管理状況	利用者が所有する金銭を自己で管理することは当然のことである。 しかし、心身の状況により自ら管理することが困難な者もあり、その場合利用者からの依頼に基づき施設が管理を代行することができる。この場合事業者及び施設等は、利用者から信頼される方法で、契約に基づき、規定に沿った適切な管理及び出納事務を責任を持って行う。				
(1) 管理規定の作成	1 預り金を指定施設及び施設等で管理する場合には、「預り金等管理規程」を作成し、それに沿った方法により管理すること。	1 管理規程を定めているか。	(1) 平成9年3月2日18福障精第994号「精神薄弱者援護施設入所者の預り金の適正な管理等について」	(1) 管理規程を作成して定めていない。	C
(2) 規程の内容と管理体制	預り金等管理規程には以下の点を盛り込み、実務において遵守されなければならない。 1 利用者及びその保護者は、事業者及び施設等において金銭等の管理を希望するときは、当該施設長に対して「管理依頼書」により依頼する必要がある。 2 ただし、保管を依頼できる年金等は利用者本人が受給者になっているものに限る。	1 預り金等管理依頼書を徴しているか。 1 保管している金銭は、利用者本人が受給者になっているか。	(2) 平成18年12月6日障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (1) 平成9年3月2日18福障精第994号「精神薄弱者援護施設入所者の預り金の適正な管理等について」	(2) 管理規程の内容が不十分である。 (1) 預かり金等管理依頼書を徴収していない。 (1) 預り金等は、利用者本人が受給者になっていない。	B C C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 保管を承諾した場合、預金口座、名義人、印鑑、預金額等を確認し、預り金等保管台帳を作成すること。	1 保管に必要な事項を確認し、保管台帳を作成しているか。	(2) 平成18年12月6日障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて	(1) 預り金台帳（総括表・個別表）を作成していない。	C
	4 現金持参による保管依頼は、事故等の危険性を考慮し、原則として受け付けない。やむを得ない場合は、複数の者の立会いを得、預り証を交付すること。	1 預り証を交付しているか。		(1) 預り証を交付していない。	C
	5 通帳及び印鑑は、管理責任者がそれぞれ保管責任者を指定し、別々に鍵のかかる場所に保管させるものとする。	1 通帳と印鑑の管理は、それぞれ別の責任者が行っているか。また、別々に鍵のかかる場所に保管しているか。		(1) 通帳管理者と印鑑管理者が同一である。	C
				(2) 通帳と印鑑を同一場所に保管している。	B
				(3) 通帳と印鑑を保管する金庫等の鍵を別々に管理していない。	B
	6 預り金等の収支を定期的に利用者、保護者に報告しなければならない。	1 預り金等の収支報告を定期的に行っているか。	(1) 平成9年3月2日18福障精第994号「精神薄弱者援護施設入所者の預り金の適正な管理等について」	(1) 預り金の収支状況を定期的に利用者又は保護者に報告していない。	C
				(2) 預り金の収支状況を施設長が定期的に確認していない。	C
	7 通帳及び現金は、利用者ごとに管理しなければならない。	1 通帳及び現金は個人別に管理されているか。		(1) 預金通帳及び現金を個人別に管理していない。	C
	8 支出は、出金依頼書に基づいて行う。	1 出金依頼書は作成されているか。		(1) 出金依頼書に基づき処理していない。	C
	9 受払状況は、証憑書類（依頼書、通帳、受領書、領収書等）により明確にする必要がある。	1 受払状況はが証憑書類により明確になっているか。		(1) 証憑書類を整備していない。	C
				(2) 預り金の返還時に受領書を徴していない。	C
	10 台帳等を責任者が定期的に確認しなくてはならない。	1 預かり金台帳（総括表・個別表）及び現金出納簿を責任者が定期的に確認しているか。		(1) 預かり金台帳（総括表・個別表）を責任者が定期的に確認していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 現金	1 現金を預かる場合も、管理規程において定める必要がある。留意すべき事項は、(2)とほぼ相違ない。	1 現金出納簿を適正に作成しているか。		(1) 現金出納簿を作成していない。	C
	2 事故の危険性を考慮し、限度額を定める必要がある。	1 現金は多額になっていないか。 2 収支状況を定期的に利用者又は家族に報告しているか。		(2) 現金出納簿の整備が不十分である。 (1) 現金が多額になっている。 (1) 収支状況を定期的に利用者又は家族に報告していない。	B C C
(4) 本人支給額	1 本人支給金については、帳簿の記入等により、支給状況を明らかにする必要がある。	1 現金出納簿を適正に作成しているか。		(1) 現金出納簿を作成していない。	C
(5) 自己管理	1 利用者本人の自主性の尊重及び、自立支援の観点から、利用者本人による管理を原則とする。	1 自己管理、家族管理が可能な者についてまで一律に施設が管理していないか。		(1) 自己管理、家族管理が可能な者についてまで一律に施設が管理している。	C
	2 金銭の自己管理について支援を行う場合等には、保管場所が確保される必要がある。	1 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮があるか。		(1) 自己管理のために必要となる保管場所を確保していない。	C
17 遺留金品等					
(1) 遺留金品の把握	1 遺留金品の所有権は民法上利用者本人（本人死亡の場合はその相続人）にあり、施設が勝手に処分することは許されない。	1 遺留金品の把握をもれなく行っているか。		(1) 遺留金品の把握が不十分である。	C
(2) 援護の実施者への報告・処理	1 遺留金品については、援護の実施者に報告し、その指示に従う。	1 遺留金品の状況を援護の実施者に報告し、その指示に従って処理しているか。 2 遺留金品の処理に遅滞はないか。		(1) 速やかに援護の実施者に報告していない。 (2) 援護の実施者の指示に基づく処理を行っていない。 (1) 処理に著しい遅滞がある。	C B B
(3) 処理状況の記録	1 遺留金品の処理経過については、退所の経過とあいまって、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	1 処理状況について、ケース記録に記入するなど明確になっているか。	(1) 都条例136号第59条第2項	(1) 処理状況を明確に記録していない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 退所者金品	1 退所者金品とは、利用者が所持又は指定施設及び施設等に預けていた金品で、退所の際、利用者又は家族等に、適切に引き渡さなければならない。	1 退所者の金品の把握をもれなく行っているか。		(1) 退所者金品の把握が不十分である。	B
	2 処理状況は、退所の経過とあいまって、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	1 預かり金の返還等の処理状況について、ケース記録に記入するなど明確になっているか。		(1) 処理状況を明確に記録していない。	B
(5) 残留金品	1 残留金品とは、利用者が所持又は指定施設及び施設等に預けていた金品で、利用者が行方不明のため、施設に残留しているものをいう。	1 残留金品の把握をもれなく行っているか。		(1) 残留金品の把握をしていない。	B
	2 保管状況は、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	1 残留金品の保管状況はケース記録に記入するなど明確になっているか。		(1) 処理状況を明確に記録していない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
18 食事 (1) 食事の提供	1 指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明しているか。	(1) 都条例155号第87条第1項、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第87条第1項）	(1) 重要事項説明等において、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明していない	C
		2 指定障害福祉サービス事業者が食事の提供を行っている場合、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行い、当該利用者から文書により同意を得ているか。	(1) 都条例155号第87条第1項、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第87条第1項） (2) 平成18年9月29日厚労省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」一、イ及びロ	(1) 利用者に対し食事の提供を行っているが、あらかじめ、その内容及び費用に関して、事前に文書により説明を行っていない (2) 利用者に対し食事の提供を行っているが、食事の提供について、当該利用者から文書で同意を得ていない。	C C
	2 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。	1 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく食事の提供を拒んでいないか。	(1) 都条例136号第40条第1項	(1) 指定障害者支援施設が、正当な理由（①明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合②利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合等）がなく食事の提供を拒んでいる。	C
	3 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。	1 指定障害者支援施設が食事の提供を行っている場合、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行い、当該利用者から文書により同意を得ているか。	(1) 都条例136号第40条第2項	(1) 利用者に対し食事の提供を行っているが、あらかじめ、その内容及び費用に関して、事前に文書により説明を行っていない	C
				(2) 利用者に対し食事の提供を行っているが、食事の提供について、当該利用者から文書で同意を得ていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
4	指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。	1 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。	(1) 都条例155号第87条第2項、第147条、第157条、第170条、第183、第188条準用（第87条第2項） (2) 都条例136第40条第3項	(1) 嗜好調査を実施していない。 (2) 残食（菜）調査を実施していない。 (3) 検食を実施していない。	B B C
		2 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。		(4) 適切な時間に食事の提供を行っていない。	C
		3 必要な食事摂取基準を確保しているか。		(1) 必要な食事摂取基準を確保していない。	B
		4 指定障害福祉サービス事業所が食事の提供を行う場合について、栄養士等による栄養管理が行われているか。	(1) 障発第1206001号通知第五3（5）①	(1) 指定障害福祉サービス事業所が食事の提供を行う場合において、栄養士等による栄養管理が行われていない。	C
		5 指定障害者支援施設が食事の提供を行う場合について、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われているか。	(1) 障発第0126001号通知第三3（30）②	(1) 指定障害者支援施設が食事の提供を行う場合において、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われていない。	C
		6 食事の提供を外部の事業者へ委託する場合、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障がいの特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行っているか。		(1) 食事の提供を外部委託する場合、受託事業者との間で利用者の嗜好や障がいの特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に会議を開催するなどして調整を行っていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分	
	5 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）にあっては、この限りでない。	1	栄養士をおかない場合、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	(1) 都条例155号第87条第4項、第147条、第157条、第170条、第183条、188条準用（第87条第4項） (2) 都条例136第40条第5項	(1) 栄養士を置かないにもかかわらず、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めていない。	B
		1	特定給食施設は、給食開始等の届出、給食の報告（栄養報告）を行っているか。	(1) 平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」第20条第1項 (2) 平成15年5月1日規則第153号「健康増進法施行細則」第3条、第6条	(1) 特定給食施設に当たるにもかかわらず、給食開始等の届出を行っていない。 (2) 特定給食施設であるにもかかわらず、給食の報告（栄養報告）を提出していない。	B B
		2	特定給食施設の管理者は、健康増進法等に定める栄養管理を行っているか。	(1) 平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」第21条第1～3項 (2) 平成15年4月30日厚生労働省令第86号「健康増進法施行規則」第7～9条	(1) 特別な栄養管理が必要な特定給食施設において、管理栄養士を置いていない。 (2) 特定給食施設において、管理栄養士または栄養士を置くよう努めていない。	B B
					(3) 特定給食施設であるにもかかわらず、健康増進法等に定める栄養管理（①利用者の身体の状態等の定期的な把握等②身体の状態等、日常の食事摂取量、嗜好等に配慮した献立の作成③献立表への熱量、栄養成分量の表示④献立表等必要帳簿の作成整備④食品衛生法等に基づく衛生管理）を行っていない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 調理	1 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 予定献立表を作成しているか。	(1) 都条例155号第87条第3項、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条準用（第87条第3項）	(1) 予定献立表を作成していない。	C
		2 実施献立表を作成しているか。	(2) 都条例136第40条第4項	(1) 実施献立表を作成していない。	C
	2 献立の内容は、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障がいの特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとしなければならない。	1 献立の内容は季節感があり、変化に富んでいるか。	(1) 障発第1206001号通知第五の3 (5) ①ア	(1) 献立の内容が変化に富んでいない。	B
		2 献立の内容は、利用者の年齢や利用者の障がい特性に配慮したものとなっているか。	(1) 障発第0126001号通知第三の3 (30) ③	(1) 献立の内容に、利用者の年齢や利用者の傷害特性への配慮がない。	B
(3) 検食	1 衛生管理及び栄養管理の観点から、適切に検食を実施しなければならない。 検食は、毎食食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。	1 検食を食事提供前に行っているか。	(1) 令和2年3月31日健健発第0331第2号「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」	(1) 検食を食事提供前に行っていない。	C
		2 検食について記録しているか。	(2) 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	(1) 記録していない。検食簿等を作成し、検食について記録していない。	B
			(3) 平成20年7月7日社援基発第0707001号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」	(2) 検食簿等に、具体的内容（検食時刻、検食者、検食結果（味、固さなどの気づいた点）等）が記録されていない。	A
		3 検食者は複数の従業者が交替で行っているか。	(4) 平成20年3月7日社援基発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	(1) 検食が、複数の職員により交替で行われていない。	A

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 調理及び配膳に伴う衛生管理	1 指定障害福祉サービス事業所が食事の提供を行う場合は、適切に衛生管理を行わなければならない。 また、指定障害者支援施設等は、調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めなければならない。	1 大量調理施設に該当する調理施設において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い衛生管理が図られているか。	(1) 障発第1206001号通知第五3 (5) ①ウ (2) 障発第0126001号通知第三3 (30) ④ (3) 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 (4) 平成20年7月7日発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 (5) 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	(1) 大量調理施設に該当する調理施設において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い衛生管理が図られていない。	C
	2 社会福祉施設における衛生管理については、大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）を有する場合に「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を行わなければならない。 また、大量調理施設以外の調理施設を有する場合においても、可能な限り「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めなければならない。	1 大量調理施設に該当しない中小規模調理施設等においても、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めているか。		(1) 大量調理施設に該当しない中小規模調理施設等において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めているか。	B
ア 検食の保存	1 検食（検査用食品、検査用保存食）は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、－20℃以下で2週間以上保存しなければならない。	1 検食を適切に保存しているか。	(1) 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 (2) 平成20年7月7日発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 (3) 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	(1) 検食を保存していない。 (2) 検食の保存方法、保存期間等が適切でない。	B B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
イ 調理従事者等の衛生管理	1 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けるなければならない。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めなければならない（必要に応じて10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること）。	1 調理従事者等は、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けているか。	(1) 平成9年3月31日 社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 (2) 平成20年7月7日 発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 (3) 平成9年3月24日 衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	(1) 調理従事者等が、定期的な健康診断を受けていない。 (2) 調理従事者等が、月に1回以上の検便検査を受けていない。 (1) 腸管出血性大腸菌の検査を検便検査の項目に含めていない。 (2) 10月から3月の期間において、ノロウイルスの検査を検便検査の項目に含めていない。	B B B
		2 検便検査の検査項目は適正か。			
	2 調理従事者等は、衛生的な生活環境を確保し、また、ノロウイルスの流行期には十分に加熱された食品を摂取する等により感染防止に努め、徹底した手洗いの励行を行うなど自らが施設や食品の汚染の原因とならないように措置するとともに、体調に留意し、健康な状態を保つように努めなければならない。	1 調理従事者等の健康チェック等衛生管理点検を日々行い記録し、点検結果を、調理施設の経営者又は施設等の運営管理責任者（以下「責任者」という。）が確認しているか。		(1) 調理従事者等の健康チェック等の日々の衛生管理点検を行っていない、または記録していない。 (2) 調理従事者等の健康チェック等の日々の衛生管理点検結果を責任者が確認していない。	B B
ウ 衛生管理体制の確立	1 責任者は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）を指名し、衛生管理者に点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認する、という衛生管理体制を確立し、衛生管理に取り組まなければならない。	1 衛生管理体制を確立し、点検作業を定期的に行い記録し、点検結果を責任者が確認しているか。 （点検項目：調理施設の点検、原材料の取扱い等、検収の記録、調理器具等及び飲料水、調理等過程の記録、食品保管時の記録、食品の加熱加工の記録）	(1) 平成9年3月31日 社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 (2) 平成20年7月7日 発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 (3) 平成9年3月24日 衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	(1) 調理に関する衛生管理について、点検作業を行っていない。 (2) 調理に関する衛生管理について、点検項目が不十分である。 (3) 調理に関する衛生管理について、点検結果を責任者が確認していない。	B B B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 給食供給者	1 給食供給者は、健康増進法の規定による特定給食施設の届出をした場合を除き、給食施設における食事の供給を開始した日から10日以内に知事に届け出なければならない。 なお、給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する者をいう。	1 給食供給者の届出をしているか。	(1) 昭和28年東京都条例第111号「食品製造業等取締条例」第5条の3	(4) 上記ア、イ、ウについて、大量調理施設の場合は「C」 (1) 給食供給者の届出をしていない。	C
		2 給食供給者の衛生管理運営基準を遵守しているか。	(1) 昭和28年東京都条例第111号「食品製造業等取締条例」第6条第1項第3号（別表第3）	(1) 食品衛生責任者を設置していない。 (2) 調理場に、食品衛生責任者の氏名を掲示していない。	B
				(3) 検食を保存していない。 ※給食供給者の場合、食事提供後48時間以上（48時間目が日曜日又は祝日に当たる場合は、72時間以上）の冷蔵保存を義務付けられているが、社会福祉施設においては「大量調理施設衛生管理マニュアル」による保存期間、保存方法を求める。	B
		2 給食供給者は、食品製造業等取締条例等に定める衛生基準従い衛生管理に取り組まなければならない。 3 食品製造業取締条例等に抵触する疑いのある事実が見られた場合は、所管の保健所に確認、相談し、その指導、助言を受けるよう指導する。		(4) その他、食品製造業等取締条例に定める衛生基準を遵守していない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6) 調理業務委託	1 調理業務は指定障害者支援施設等（以下「施設等」という。）が自らが行うことが望ましいが、調理業務を委託する場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができる。	1 施設等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により給食の質が確保されているか。	(1) 昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」	(1) 利用者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示していない。 (2) 献立表が栄養基準、献立の作成基準どおり作成されているか事前に確認していない。 (3) 施設等が検食を行っていない。 (4) 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していない。 (5) 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めていない。	B B B B B
	2 調理業務を委託する場合、施設等が自ら実施すべき栄養管理、衛生管理等の業務を担当させるために、栄養士を配置しなければならない。	1 施設等に栄養士が配置されているか。	(1) 昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」 3	(1) 施設等に栄養士の配置がされていない。	C
	3 施設等が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、事業所及び施設等と受託業者との業務分担を明確にした契約書を取り交わすこと。	1 契約内容、受託業者との業務分担を明確にした契約書を取り交わしているか。	(1) 昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」 5	(1) 契約書上、契約内容、受託業者との業務分担が不明確である。	B
19 健康管理					
(1) 日々の健康管理	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。	1 常に利用者の健康状況に注意し、応じて健康保持のための適切な措置を講じているか。	(1) 都条例155号第88条、第93条の5、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第88条） (2) 都条例136号第42条第1項	(1) 健康状態に応じた指導訓練等を行っていない医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者としていない。 (2) 利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じていない。	C C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 褥瘡予防対策	2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年、定期的に2回以上健康診断を行い、利用者の健康状態を適切に把握しなければならない。	1 毎年、定期的に2回以上健康診断を行っているか。	(1) 都条例136号第42条第2項	(1) 毎年、定期的に2回以上健康診断を実施していない。	C
		2 利用者の健康診断の実施結果を記録又は保管しているか。		(1) 利用者の健康診断の実施結果を記録又は保管していない。	B
	1 褥瘡のハイリスク者に対しては、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、発生を予防するための体制を整備しなければならない。	1 褥瘡のハイリスク者（日常生活立度が低い利用者）に対し、計画的に褥瘡予防に取り組んでいるか。		(1) 個別支援計画等で褥瘡予防のための計画を作成していない。	B
		2 褥瘡を有する利用者に対し、治療の支援及び日常的な介護を適切に行っているか。		(2) 褥瘡予防のための寝具の使用、適切な体位交換、スキンケア、栄養ケアの実施等褥瘡予防に取り組んでいない。 (1) 褥瘡を有する利用者に対し、治療の支援及び日常的な介護を適切に行っていない。	B
(3) 協力医療機関	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	1 協力医療機関を定めているか。	(1) 都条例155号第91条、第93条の5、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第91条） (2) 都条例136第48条第1項	(1) 事故や利用者の疾病に対応するために、必要な診療科目を備えた協力医療機関を確保していない。	C
	2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	1 協力歯科医療機関を定めているか。	(1) 都条例136号第48条第2項	(1) 協力歯科医療機関を定めていない。	B
	3 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、施設等から近距離にあることが望ましい。	1 協力医療機関、協力歯科医療機関は施設等から近距離にあるか。	(1) 障発第1206001号通知第五3（10） (2) 障発第0126001号通知第三3（43）	(1) 協力医療機関、協力歯科医療機関が、施設等から近距離にない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 生活支援員等によるたんの吸引等の行為の実施	4 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。	1 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めているか。	(1) 都条例136号第48条第3項	(1) 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めていない。	B
	5 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	1 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	(1) 都条例136号第48条第4項	(1) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていない。	C
	1 たんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）は医行為に該当するため、医師法等により医師または看護職員のみが実施可能な行為であるが、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正（改正法施行日平成24年4月1日）により、介護福祉士（平成28年1月の国家試験合格者以降が対象）及び一定の研修を受けた介護職員等も、一定の条件のもと、たんの吸引等の行為を実施できるようになった。この場合、社会福祉士及び介護福祉士法等関係法令に従い実施しなければならない。	1 生活支援員等がたんの吸引等を実施している場合、「認定特定行為業務従事者」として認定を受けた者が従事しているか。	(1) 昭和62年法律第30号「社会福祉士及び介護福祉士法」第48条の2及び附則第3条第1項	(1) 合、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染	B
		2 施設は「登録特定行為事業者」として登録しているか。	(1) 昭和62年法律第30号「社会福祉士及び介護福祉士法」第48条の3	(1) 症の発生時等の対応について協議を行っていない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
20 衛生管理等 (1) 衛生管理		3 たんの吸引等の業務の実施体制（業務方法書の作成、医師の文書による指示、実施状況報告書の作成・医師への提出、医師の指示を踏まえた実施計画書の作成、緊急時対応体制の確保等）を整備しているか。	(1) 昭和62年厚生省令第49号「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第26条の3	(1) たんの吸引等の業務の実施体制を整備していない。	B
	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	(1) 都条例155号第70条第1項、第90条第2項、第93条の5、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第90条第1項） (2) 都条例136号第47条第1項	(1) 利用者の使用する設備及び引用に供する水について衛生上必要な措置を講じていない。	C
	2 指定療養介護事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	1 医薬品及び医療機器の管理が適正に行われているか。	(1) 都条例155号第70条第1項	(1) 医薬品及び医療機器の管理が適正に行われていない。	C
	3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。	1 健康管理等に必要となる機械器具等の管理が適正に行われているか。	(1) 都条例155号第70条第1項、第90条第1項、第93条の5、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条 準用（第90条第1項） (2) 都条例136第47条第1項	(1) 健康管理等に必要となる機械器具等の管理が適正に行われていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、事業所（施設）において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ・なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	1 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。	(1) 都条例155号第70条第2項、第90条第2項、第93条の5、第147条、第157条、第170条、第183条、第188条（第90条第2項準用） (2) 都条例136第47条第2項 (3) 障発第1206001号通知第四の3（20） (4) 障発第0126001号通知第三の3（39）	(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止について、その方法をあらかじめマニュアル等により定めていない。	B
		2 会議の開催結果について、従業者に十分に周知しているか。		(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止について、その方法をあらかじめマニュアル等により定めているが、内容が不十分である（平時の衛生管理、感染症等発生時の対応、行政等への報告手順を内容に含んでいるか）。 (3) 感染症対策委員会を開催していない。 感染症の発生及びまん延防止のための指針が整備されていない。 従業者への研修及び訓練を実施していない。	A
		3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		(1) 手指を洗浄するための設備や衛生用品の整備が不十分である。 (2) 衛生用品の用意を従業者に負担させている。	B
		4 従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。	(1) 障発第0126001号通知第三の3（39） ③	(1) 施設内の適温の確保に努めていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
		5 従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えているか。	(1) 平成17年2月22日社援発第0222002号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」8	(1) 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを行って いない。 (2) 職員を対象とした衛生管理に関する研修を、年1回以上行っていない。	B B
		6 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	(1) 障発第0126001号通知第四3（20）①、第五3（9）	(1) 施設内の適温の確保に努めていない。	B
		7 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図っているか。	(1) 平成17年2月22日社援発第0222002号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」8	(1) 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを行って いない。 (2) 職員を対象とした衛生管理に関する研修を、年1回以上行っていない。	B B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
		8 インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ症対策等については、国、都等から発出した通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	(1) 令和5年10月13日 感感発1013第2号 「今シーズンのインフルエンザ総合対策について」 (2) 平成19年8月8日 健感発第0808001号・食安監発第0808004号「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」 (3) 平成21年8月4日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課等事務連絡 「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」 (4) 平成15年7月25日 社援基発第0725001号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」 (5) 平成19年12月26日 障企発第1226001号等「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」	(1) 国、都等から発出された通知内容に基づいたインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ症対策、ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策を講じていない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	2 社会福祉施設等の施設長は、次の①、②又は③の場合、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じなければならない。 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	1 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生した場合、区市町村の社会福祉施設等主管部局と保健所に、迅速に報告しているか。	(1) 平成17年2月22日社援発第0222002号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 4	(1) 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生したにもかかわらず、区市町村の社会福祉施設等主管部局に報告していない。 (2) 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生したにもかかわらず、保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じていない。	C C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
21 利用者の生活環境	1 指定基準を確保するのみならず、利用者にとって安全・快適で、できるだけ居宅に近い生活環境を整える必要がある。 面積、数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮する。	1 できる限り居宅に近い生活環境の整備に努めているか。	(1) 都条例155号第49条、第77条、第140条、第150条、第160条、第171条、第184条 (2) 都条例136号第3条、第8条、第47条 (3) 都条例135号第3条、第4条、第6条 (4) 条例137号第3条、第6条、第9条	(1) できる限り居宅に近い生活環境の整備に努めていない。	B
		2 車椅子・歩行器等福祉器具の確保など利用者の特性に応じた配慮があるか。		(1) 利用者の特性に応じた配慮がない。	B
		3 利用者が、安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。		(1) 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっていない。	B
		4 施設内の清掃、衛生管理、保温、換気採光及び照明は適切か。		(1) 施設・設備管理が不適切である。	B
		5 居室、静養室、便所等必要な場所にブザー又はこれに代わる設備を設置しているか。（指定障害者支援施設等）		(1) ブザー又はこれに代わる設備を必要な場所に設置していない。又はこれらが作動しない。	C
		6 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。（指定障害者支援施設等）		(1) 常夜灯を設置していない、又は点灯しない。	B
		7 誤飲事故を防止するために、消毒液や洗剤等の保管は適切か。		(1) 消毒液や洗剤等の保管が適切でない。	C
		8 居室、便所等必要な場所へのカーテンや相談室の間仕切り等、プライバシーに配慮しているか。	(1) 都条例155号第3条第2項 (2) 都条例136号第3条第2項	(1) 利用者のプライバシーに配慮していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
22 就労・生産活動					
(1) 就労の機会の提供（就労継続支援A型（雇用有）） ア 雇用契約の締結等	1 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない（就労継続支援A型雇用有）。ただし、利用者のうち就労継続支援B型の支援を提供する者に対しては、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。（就労継続支援A型雇用無） 2 同一作業所に、雇用契約を締結して指定就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下「A型利用者（雇用有）」という。）と雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下「A型利用者（雇用無）」という。）、指定就労継続支援B型利用者（以下「B型利用者」という。）がいる場合、それぞれの作業内容及び作業場所を区分するなどして、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう配慮しなければならない。	1 指定就労継続支援A型の利用者と雇用契約を締結しているか。（就労継続支援A型（雇用有）） 1 同一事業所内に、A型利用者（雇用有）、A型利用者（雇用無）及びB型利用者がいる場合、それぞれの作業内容、作業場所を明確に区分しているか。	(1) 都条例155号第176条第1項及び第2項 (2) 都条例136附則第3項及び第4項 (3) 障発第1206001号通知第十一3（2） (1) 障発第1206001号通知第十一3（2）	(1) 指定就労継続支援A型の利用者と雇用契約を締結していない。（就労継続支援A型（雇用有）） (1) 同一作業所に、A型利用者（雇用有）、A型利用者（雇用無）及びB型利用者がいる場合、それぞれの作業内容、作業場所を区分していない（混在して作業が行われている）。	C C
イ 労働基準関係法令の遵守	1 雇用契約を締結する指定就労継続支援A型事業の利用者（以下「A型利用者（雇用有）」という。）は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するに当たっては、労働基準関係法令を遵守すること。	1 労働条件や服務規律を就業規則に定めているか。 2 労働条件を明示しているか。	(1) 平成18年10月2日障発第1002003号「就労継続支援事業利用者の労働性に関する留意事項について」	(1) A型利用者（雇用有）に適用する労働条件や服務規律が就業規則に定められていない。 (1) 雇用契約を締結する際に、労働条件を明示していない。	B B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
ウ 就労の機会の提供		3 労働条件通知書等労働条件を示した書面を交付しているか。		(1) 労働条件通知書等の書面交付により明示すべき労働条件について、書面を交付し明示していない。	B
		4 法定帳簿を整備しているか。		(1) A型利用者（雇用有）に関する法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を整備していない。	B
		5 その他、労働基準関係法令を遵守しているか。		(1) その他、労働基準関係法令を遵守していない。	B
	1 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。	1 就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しているか。	(1) 都条例155号第177条第1項 (2) 都条例136号附則第5項	(1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮していない。	B
	2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。	1 利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫をしているか。	(1) 都条例155号第177条第2項 (2) 都条例136号附則第5項	(1) 利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っていない。	B
	3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の希望を踏まえたものとしなければならない。	1 利用者の希望を踏まえ、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めているか。	(1) 都条例155号第177条第3項	(1) 利用者の希望を踏まえ、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めていない。	B
エ 賃金の支払	1 指定就労継続支援A型事業者は、A型利用者（雇用有）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。	1 A型利用者（雇用有）については、契約上の賃金を支払っているか。	(1) 都条例155号第176条第1項、第178条第1項 (2) 都条例136号附則第3項、第6項	(1) A型利用者（雇用有）に対し、雇用契約上の賃金を支払っていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 生産活動支援	2 指定就労継続支援A型事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。	1 生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する金額が、A型利用者（雇用有）に支払う賃金の総額以上となっているか。	(1) 都条例155号第178条第2項	(1) 生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する金額が、A型利用者（雇用有）に支払う賃金の総額以上となっていない。	C
	3 A型利用者（雇用有）に対しては、最低賃金法に基づき国が定める最低限度以上の賃金を支払わなければならない。 なお、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められている。	1 A型利用者（雇用有）に対し、最低賃金法に基づき国が定める最低限度以上の賃金を支払っているか。	(1) 昭和34年法律第137号「最低賃金法」第4条	(1) A型利用者（雇用有）に対し、最低賃金法に基づき国が定める最低限度以上の賃金を支払っていない。	B
		2 最低賃金未満の賃金を支払っている場合、最低賃金の減額の特例許可手続を行っているか。	(1) 昭和34年法律第137号「最低賃金法」第7条	(1) 最低賃金の減額の特例許可を受けていない。	B
	4 指定就労継続支援A型事業所は、賃金の支払に要する額を、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。	4 自立支援給付費を賃金の支払に充てていないか。	(1) 都条例155号第178条第6項	(1) 自立支援給付費を賃金の支払に充てている。 ※なお、文書指摘の内容は、経営改善計画書を作成するよう指導。また、障障発0330第4号通知を必ず参照すること。	C
	1 利用者の意向、能力に応じて種目選択できるよう、できるだけ多数の種目を実施すること。	1 利用者の意向、能力に応じて作業種目の選択の幅を広げているか。	(1) 都条例155号第85条、第170条、第188条 準用（第85条） (2) 都条例136号第34条	(1) 利用者に応じた作業種目を適正に設定していない。	B
		2 必要に応じて作業種目の見直しを行っているか。		(1) 作業科目の見直しを行っていない。	B
	2 活動種目について、その内容及び特質並びに必要とする身体的要件等を正確に把握し、これにより残能力の活用を容易にするとともに、設備、工具の改善に努めること。	1 利用者の能力を容易に活用できるような作業設備、作業工具の改善に努めているか。		(1) 利用者に応じた作業設備、作業工具の改善に努めていない。	B
	3 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が、その者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。	1 作業量、作業時間への配慮はあるか。		(1) 作業量、作業時間が過重な負担である。	C
		2 生産活動の安全管理を適切に行っているか。		(1) 作業環境の整備、安全管理が不十分である。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 職場への定着のための支援の実施	1 指定障害者支援施設が就労移行支援の提供を行う場合及び、指定就労移行支援事業者は、利用者の職場での定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。	1 関係機関と連携して、利用者が就職してから6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。	(1) 都条例155号第168条第1項 (2) 都条例136号第38条1項	(1) 相談等の支援を継続していない。	C
	2 指定障害者支援施設が就労移行支援の提供を行う場合及び、指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以降速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。	1 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	(1) 都条例155号第168条第2項 (2) 都条例136号第38条3項	(1) 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業所との連絡調整を行っていない。	C
	3 指定障害者支援施設が就労継続支援B型の提供を行う場合及び、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者は、利用者の職場での定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	1 関係機関と連携して、利用者が就職してから6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	(1) 都条例155号第86条の2第1項、第93条、第147条、第157条、第181条、第188条 準用（第181条） (2) 都条例136号第38条4項	(1) 相談等の支援の継続に努めていない。	B
	4 指定障害者支援施設が就労継続支援B型の提供を行う場合及び、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以降速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	1 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	(1) 都条例155号第86条の2第2項、第93条、第147条、第157条、第181条、第188条 準用（第181条） (2) 都条例136号第38条4項	(1) 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業所との連絡調整に努めていない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 就労支援	5 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障がい者を雇用した事業主等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談等の必要な支援を提供しなければならない。	1 職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障がい者を雇用した事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行っているか。	(1) 都条例155号第192条の8第1項 (2) 令和3年3月30日障障発0330第1号「就労定着支援の実施について」	(1) 新たに障がい者を雇用した事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行っていない。	C
		2 利用者やその家族等に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活上の問題に関し、必要な支援を行っているか。		(1) 利用者やその家族等に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活上の問題に関し、必要な支援を行っていない。	C
	6 指定就労定着支援事業者は、相談等の支援の提供に当たっては、1月に1回以上、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した事業主を訪問し、当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。	1 1月に1回以上、利用者 と対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により相談、指導及び助言その他の必要な支援を行い、利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。	(1) 都条例155号第192条の8第2項 (2) 令和3年3月30日障障発0330第1号「就労定着支援の実施について」	(1) 1月に1回以上、利用者 と対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により相談、指導及び助言その他の必要な支援を行い、利用者の職場での状況を把握するよう努めていない。	B
		2 1月に1回以上、利用者を雇用した事業主を訪問し、利用者の職場での状況を把握するよう努めているか		(1) 1月に1回以上、利用者を雇用した事業主を訪問し、利用者の職場での状況を把握するよう努めていない。	B
	1 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。	1 通勤のための訓練を実施しているか。	(1) 都条例155号第162条の2	(1) 通勤のための訓練を実施していない。	C
	2 雇用されることが困難なものに必要な訓練を行い、かつ、職業を提供し、地域で自立して社会生活を行うことができるよう、利用者の特性に応じて適切な指導を行わなければならない。	1 職場実習等（施設外就労等）の支援を適切に行っているか。	(1) 都条例155号第166条、第179条、第188条 準用（第179条） (2) 都条例136第36条	(1) 職場実習等（施設外就労等）に対する配慮がない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し利用者が行う求職活動を支援しなければならない。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努める。（就労移行支援）	1 他機関と連携をとりながら、利用者の求職活動支援にあたっているか	(1) 都条例155号第167条、第180条、第188条 準用（第180条） (2) 都条例136第37条	(1) 他機関と連携をとりながら、利用者の求職活動支援にあたっていない。	C
		2 利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めているか。		(1) 利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めていない。	C
(5) 離職者への支援	1 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された事業所を離職し、離職後も他の事業所への就職等を希望する利用者に対し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他必要な便宜の提供を行わなければならない。	1 指定就労定着支援の提供期間中の離職者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行っているか。	(1) 都条例155号第192条の9	(1) 指定就労定着支援の提供期間中の離職者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行っていない	C
(6) 収益還元・工賃支払	1 生産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	1 収益は適切に利用者に工賃として支払っているか。	(1) 都条例155号第86条、第93条、第170条 準用（第86条） 第178条、第187条 (2) 都条例136第35条	(1) 生産活動収入の算出、必要経費の算出を適正に行っていない。	C
		2 工賃の配分基準(規程)を定めているか。		(2) 工賃の支払いを適正に行っていない。	C
		3 工賃の支給台帳を整備しているか。		(1) 工賃配分基準(規程)を定めていない。	B
		4 作業能力評価を適切に行っているか。		(1) 利用者の作業能力の評価を、適切に行っていない。	B
		5 評価会議録を作成しているか。		(1) 評価会議録を作成していない。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
(7) 就職状況の報告	2 毎年度の工賃支払いの目標水準を自ら設定し、都道府県、市町村へ報告しなければならない。工賃目標水準は、地域の最低賃金の3分の1の額を目安とし、かつ、前年度の実績額以上とすることを旨とする。（就労継続支援非雇用型 目標工賃達成加算）	1 工賃の目標水準を設定しているか。また、利用者に通知し、都に報告するとともに、毎年度の平均額を利用者へ通知し、都に報告しているか。	(1) 都条例155号第187条第4項	(1) 工賃の目標水準を、利用者に通知していない。また、都に報告していない。	C
		2 事業所の平均工賃は、月額3000円を上回っているか。	(1) 都条例155号第178条第4項、第187条第2項	(2) 毎年度の工賃支払平均額を、利用者に通知していない。また、都に報告していない。 (1) 事業所の平均工賃が、3000円程度の水準を上回っていない。	C
	3 指定就労継続支援A型事業者は、賃金の支払に要する額を、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。	1 自立支援給付費を賃金の支払に充てていないか。	(1) 都条例155号第178条第6項	(1) 自立支援給付費を賃金の支払に充てている。 ※文書指摘の内容は、経営改善計画書を作成するよう指導する（障発0330第4号通知参照）。	C
		1 毎年、前年度における就職した利用者数その他就職に関する状況を都に報告しなければならない。（就労移行支援）	(1) 都条例155号第169条 (2) 都条例136号第39条	(1) 前年度の就職者数等を都に報告していない。	C
	(8) 評価、整理及び関係機関との連絡調整等の実施（就労選択支援）	1 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びにアセスメントを行うものとする。（障害者就業・生活支援センターその他の機関が実施したアセスメントと同様の評価及び整理をアセスメントの実施に代える場合は除く。）	(1) 都条例155号第159条の7第1項	(1) 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びにアセスメントを行っていない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	2 指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。（障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施し、これをアセスメントの実施に代える場合）	1 次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めているか。 1 都条例第155号第159条の7第2項1	(1) 都条例155号第159条の7第2項	(1) 次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めているか。	A
	3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。	1 アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催しているか。 2 利用者の就労に関する意向を改めて確認しているか。 3 担当者等に意見を求めているか。	(1) 都条例155号第159条の7第3項	(1) アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、担当者等に意見を求めているか。 (2) 利用者の就労に関する意向を改めて確認しているか。	C
	4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。	1 アセスメントの結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しているか。	(1) 都条例155号第159条の7第4項	(1) アセスメントの結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しているか。	C
	5 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。	1 アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行っているか。	(1) 都条例155号第159条の8第1項	(1) アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行っているか。	B

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
	6 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。	1 法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めているか。 2 利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めているか。	(1) 都条例155号第159条の8第2項	(1) 法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めていない。 (2) 利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めていない。	B B